# 7 札幌市衛生研究所条例、同施行規則

#### 札幌市衛生研究所条例

昭和37年3月31日 条例第12号

**改正** 昭和46年12月条例第45号 昭和48年3月条例第10号 昭和63年 6月条例第39号 平成 6年3月条例第24号 平成18年 3月条例第23号 題名···改正 昭和48年 3月条例第10号

(設置)

(名称及び位置)

**第1条** 本市は、保健衛生に関する試験、検査、調査及び研究(以下「試験等」という。)を行い、公衆衛生の向上を図るため、衛生研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
札幌市衛生研究所	札幌市白石区菊水9条1丁目

(業務)

第3条 研究所は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健衛生に関する試験及び研究
- (2) 保健衛生に関する試験方法及び検査方法の調査及び研究
- (3) 保健衛生に関する試験検査機関等に対する研修及び指導
- (4) 保健衛生に関する試験及び検査に係る情報の解析及び提供
- (5) その他設置目的達成のために必要な業務

(使用料及び手数料)

- **第4条** 研究所において行う業務又はその設備の使用については、この条例の定めるところにより使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。
- 2 前項の使用料及び手数料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により算定した額の8割に相当する額の範囲内で市長が定める。ただし、算定方法の定めのないものについては、算定方法に準じて市長が定める。
- 3 使用料等は、市長が特別の事由があると認めたときは、これを減免することができる。 (使用料等の納付時期等)
- **第5条** 使用料等は設備の使用、試験等の依頼又は証明書の交付の際に納めなければならない。ただし、市 長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 既に納めた使用料等又は試験等のため提出した物件は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要が あると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(賠 償)

**第6条** 設備の使用者又は入所者が建物、設備及びその他の物件をきそんし、もしくは滅失したときは市長の定めるところにより、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 条例第2条の規定にかかわらず、当分の間試験所の位置は、市長が別に定める。

附 則 (昭和46年条例第45号)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(以下ただし書き省略)
- 2 この条例の規定による位置又は区域の町名を改める改訂規定に関わらず、その改定規定中施行日のおける町名と異なる町名で表示されている、その異なる町名は、施行日から地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による知事の告示又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告の日(以下「変更日」という。)までは、変更日前の町名で表示されたものとみなす。

### 3~6 省略

附 則 (昭和48年条例第10号) 抄

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第39号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和63年規則第60号で昭和63年10月11日から施行)

附 則 (平成6年条例第24号)

この条例は平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第23号)

この条例は平成18年4月1日から施行する。

#### 札幌市衛生研究所条例施行規則

田和37年 3月31日 規則第16号

**改正** 昭和46年 7月規則第44号 昭和47年 3月規則第17号 昭和48年 3月規則第20号 昭和50年 7月規則第42号 昭和52年 3月規則第21号 昭和55年 3月規則第10号 昭和55年12月規則第73号 昭和56年 2月規則第 3号 昭和56年 9月規則第36号 昭和58年 3月規則第14号 昭和59年 3月規則第16号 昭和60年 3月規則第 5号 昭和61年 5月規則第31号 昭和63年 3月規則第17号 昭和63年 6月規則第46号 平成元年 8月規則第52号 平成 4年 3月規則第27号 平成 6年 3月規則第23号 平成 6年 3月規則第33号 平成 8年 3月規則第22号 平成12年 3月規則第17号 平成13年 3月規則第22号 平成18年 3月規則第52号 平成20年 3月規則第20号 平成25年 3月規則第10号 令和元年 6月規則第26号 令和 2年 3月規則第13号 題名・・・改正(昭和48年 3月規則第20号)

(目 的)

**第1条** この規則は、札幌市衛生研究所条例(昭和37年条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用及び依頼の手続)

- **第2条** 衛生研究所(以下「研究所」という。)の設備を使用し、又は保健衛生に関する試験、検査、調査若しくは研究(以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、次の各号に掲げる申込書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 研究所の設備の使用については、設備使用申込書(様式1)
  - (2) 試験等の依頼については、試験等申込書(様式2)

(使用料及び手数料)

第3条 条例第4条第2項の規定による使用料及び手数料の額は、別表に定めるもののほか、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額の8割相当額とする。

(使用料等の納付時期)

- **第4条** 前条の使用料又は手数料(以下「使用料等」という。)は、次の各号の一に該当するときは、これを事後に納付させることができる。
  - (1) 試験等の結果が判明しなければ、料金を算出し難いとき。
  - (2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

(減免の手続)

**第5条** 条例第4条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式3)を市長に 提出しなければならない。

(成績書等の交付)

- 第6条 衛生研究所長は、試験等の結果が判明したときは成績書、検査書等を交付する。
  - 2 成績書等の様式は、別に定める。

### 附 則

- 1 この規則は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 札幌市保健所使用料及び手数料条例施行規則(昭和33年規則第31号)の一部改正 〔省略〕
  - 附 則(昭和46年規則第44号)~附 則(平成12年規則第17号)省略
  - 附 則(平成13年規則第22号)
  - この規則は、平成13年4月1日から施行する。
  - 附 則 (平成18年規則第52号)
  - この規則は、平成18年4月1日から施行する。
  - 附 則 (平成20年規則第20号)
  - この規則は、平成20年4月1日から施行する。
  - 附 則 (平成25年規則第10号)
  - この規則は、平成25年4月1日から施行する。
  - 附 則(令和元年規則第26号)
  - この規則は、公布の日から施行する。 (後略)
  - 附 則(令和2年規則第13号)
- 1 この規則は、令和2年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。ただし、別表の改正 規定(「別表」を「別表(第3条関係)」に改める部分に限る。)及び同表備考2の改正規定は、公布の 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に申込みを受けた業務に係る手数料について適用し、施行日前に申込みを受けた業務に係る手数料については、なお従前の例による。

札幌市衛生研究所設備使用申込書				
		年	月	日
(あて先)札幌市長				
住所				
職業				
氏 名	印			
札幌市衛生研究所を下記のとおり使用したいので、許可願います	0			
記				
1 設 備 名				
2 試験事項				
3 使用期間				

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

	試	験	等	申	込	書				
							左	F	月	日
(あて先)札幌市長										
			1	住 所						
			J	氏 名 法 名	人にあ 称及び	ってはその 代表者氏名				
下記の試験を依頼し	たいので、料	金		円を	添えて	申し込みま	す。			
試 験 品 名										
試 験 目 的										
摘要										

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

札幌市衛生研究所使用料(手数料)減免申請書											
						年	月	日			
(あて先)札幌市	長										
			自	所							
				2 名							
下記の事由に、	より、使	<b>吏用料(手数</b> #	斗)を減額(免	以除)願いた	いので申	請 しま	す。				
事	由										
減 免 事	項										

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

# 別表(第3条関係)

別表												
1	ſ			]	単位	料金	摘	要				
	-		般生菌数		1項目	3,500円						
	食		腸 菌 群		1項目	3,500円						
	品	各	種細菌検査		1項目	5,200円						
疫	細	レ	ジオネラ菌検	査	1項目	13,600円						
学	菌検	血	清型別検査		1項目	2,900円						
試	查	抗	生物質検査		1項目	16,600円	簡易検査及び分別	川推定検査				
験	-	食	中毒菌検査		1 検体	36,000円						
検査	,	細	菌遺伝子解析		1 検体	16, 100 円						
11.	ウイ	分	離培養検査	組 織	1 検体	15,600 円						
	ルスト	ウ	イルス遺伝子	検 出	1 検体	16, 200 円						
	検査	ウ	イルス遺伝子	解 析	1 検体	21,800円						
	臨床	妊	婦甲状腺機能	検 査	1 検体	1,100円						
		谷分	<b>ル                                    </b>	普 通 法	1 検体	4,800円						
		飲 料-	化学検査	精密法	1 検体	78, 300 円						
		水	細菌検査		1 検体	2,900 円						
		プ	化学検査		1 検体	4,000円						
		水ール	細菌検査		1 検体	2,200円						
		浴場	化学検査		1 検体	2,400 円						
理	水	· 水	細菌検査		1 検体	1,600円						
化	質	簡	易物理検査		1項目	800 円						
16	検		簡易なもの		1項目	2,400円						
学			やや複雑なも	0)	1項目	4,700 円						
試	査	化	複雑なもの		1項目	7,300 円						
<b>E</b> 公		学	きわめて複雑	なもの	1項目	27, 300 円						
験		検 査					3 項目まで。4 項	頁目からは 1 項目				
検		д.	特殊なもの		1 検体	43,600円	増すごとに 7,200	円を加算する。				
査			低沸点有機ハロゲン	/化合物	1 検体	26, 900 円	4 項目まで。5 項 増すごとに 4,800					
	Ī	生物同定検査				1,600円						
		容	器又は被包	簡易物理検査	1項目	1,600円						
	家		易なもの		1項目	2,100円						
	庭田		や複雑なもの		1項目	8,000円						
	用品品		雑なもの		1項目	12,700円						
	нц		わめて複雑な	<b>*</b> の	1項目	36, 300 円						
		Ú	** */	U */	1 NH	50,000   1						

	種別					料金	摘    要
				トリクロロエチレン及び テトラクロロエチレン	1 検体	31,800円	
	家	庭	用品	トリフェニル錫化合物及 びトリブチル錫化合物	1 検体	40,600円	
				有機錫化合物確認試験	1項目	21,700円	
		牛	乳	化学検査	1 検体	7,800円	アルコール定性試験を行う場合は 1,400円を加算する。
		乳	製品	無脂乳固形分	1項目	7,700円	
		.,	20 111	乳脂肪分	1項目	6,800円	
		清洞	京飲料水	化学検査	1 検体	45,800 円	
			フェ	ノール	1 検体	1,300円	
			缶·	ビン圧試験	1 検体	1,300円	
			蒸発	残 留 物	1項目	2,700円	
理		器	過マン	ガン酸カリウム消費量	1項目	2,700円	
		具	重金	属硫化物試験	1項目	7,100円	
化		及	ジブ・	チル錫化合物	1項目	8,100円	
		び 容	ホル、	ムアルデヒド	1項目	7,100円	
学		器	n-ヘキ	サン抽出物質定量試験	1項目	8,100円	
試	食	包	金属	定量試験	1項目	10,900円	
	品	装	クレゾ	ールリン酸エステル	1項目	14,000円	
験	ДД		モノ・	マ ー (揮発性物質)	1項目	20,300円	
TV	検		ビス	フェノールA	1項目	20,300円	
検			フタ	ル酸エステル	1 検体	24, 400 円	
查	査		合成	甘味料定量試験	1項目	12,900 円	
			合 成 🤄	着色料定性試験	1項目	8, 100 円	1色につき
			天然	着色料定性試験	1項目	11,400円	1色につき
			プロピ	レングリコール定量試験	1項目	12,500円	
		食	合成1	保存料定量試験	1項目	9,700円	
		品	発 色 🤅	判定量試験	1 検体	8,100円	
		添加	発酵	調整剤定量試験	1 検体	10,900円	
		物		刹 定 量 試 験	1 検体	8, 100 円	
				カリウム定量試験	1項目	10,900円	
				リン酸定量試験	1項目	10,900円	
				防止剤定量試験	1項目	10,900円	
				ビ剤定量試験	1項目	11,800円	
		生	あん	シアン定量試験	1項目	11,000円	

			種	別	単位	料金	摘	要
		Яп	由み /	酸価	1項目	6,600円		
		비치	席めん	過酸化物価	1項目	6,600円		
		भ	試 験	全糖簡易定量試験	1項目	1,500円		
		7/13	1八 河火	糖類分別定量試験	1項目	13,000円		
		添	加物規	格試験	1 検体	22,700円	金属定量試験の	あるものは除く。
		思,	物試験	浮上法又は沈降法	1 検体	10,900円		
		7代	1/7 叶 (4)大	直接検鏡	1 検体	3,300円		
			水	分	1項目	3,200円		
			灰	分	1項目	8,100円		
			粗た	ん 白	1項目	8,100円		
		栄	粗	脂肪	1項目	8,100円		
		養	粗 箱	繊 維	1項目	8,100円		
理			で、	ん粉	1項目	9,000円		
		分	ビタ	ミン B 1	1項目	13,500円		
化	^	析	ビタ	ミン B 2	1項目	13,500円		
学	食		ビタ	ミン C	1項目	13,500円		
,	品		ビタ	₹ ン A	1項目	20,800円		
試			ビタ	ミンE	1 検体	24,500円	2 項目まで。3 項   ごとに 12,000 円	[目からは1項目増す を加算する。
験	検		水素イン	オン濃度測定試験	1 検体	1,600円		
砂火	查		濁	度	1項目	1,700円		
検			蛍光染料	料簡易定性試験	1 検体	3,300円		
			カル	ボニール価	1項目	6,700円		
查			チオバ	ルビツール酸価	1項目	6,700円		
		7	水分剂	舌性試験	1 項目	6,800円		
		そ	陰イオ	ン界面活性剤定量試験	1項目	8,100円		
		Ø	揮発性	塩基窒素定量試験	1項目	8,100円		
		<i>V)</i>	K	値	1項目	9,800円		
		他	アルコ・	ール定量試験	1項目	10,900円		
			金属	定量試験	1項目	13,000円		
			不揮発	生腐敗アミン定量試験	1項目	16,400円		
			合成抗	菌剤定量試験	1項目	24,400円		
			残留塩	素定量試験	1項目	24, 400 円		
			有機水流	銀定量試験	1項目	24,400円		
			一酸化	炭素定量試験	1項目	24,400円		
			放射能	核種検査	1 検体	17, 200 円	ガンマー線各種気	定量試験に限る。

			種		別	単位	料金	摘	要
	rff t	72	<b>Б</b> 77 <b>ш</b> :	本	多成分	1 検体	31,900円	3 項目まで。4 項目 すごとに 9,800 円を	
	農薬	1	留農量試		単成分	1項目	24,600 円		
					一斉分析	1 検体	85,000円		
	験	Р	СВ		食品	1 検体	64,900 円		
		定	量試	験	包装紙	1 検体	24,600 円		
		簡	易物:	理 検 査		1項目	800 円		
			前几 // ・	兴	簡易なもの	1項目	2,400円		
			般化量試		やや複雑なもの	1項目	4,700 円		
					複雑なもの	1項目	7,300円		
		金属定量試験				1項目	7,300円		
		有	機水	銀定量	試 験	1項目	23, 100 円		
	水	有	機リ	ン定量	試 験	1 検体	23, 200 円	3 項目まで。4 項目 すごとに 4,100 円を	加算する。
	質	低	沸点有機	幾化合物定	量試験	1 検体	26,900円	4 項目まで。5 項目 すごとに 4,900 円を	
	   汚	生	物化学的	的酸素要求	量測定試験	1項目	8,300円		
公	17	細菌検査			菌数	1項目	3,300円		
   害	濁				最確数	1項目	5,300円		
音					MFC法	1項目	3,800円		
試	検		害化学物 量試験	<b></b>	農薬類	1 検体	43,600円	3 項目まで。4 項目 すごとに7,300円を	
	査	, 足,	里心欧		その他のもの	1項目	40,500円		
験			簡易	なもの	)	1項目	4,500円		
		土壌	ややす	复雑なもの	)	1項目	8,300円		
検		•	複雑	はなもの	)	1項目	9,600円		
		底質試	特殊	はなもの	)	1項目	20,500円	0 40 7 7 4 40	よくは 1 項目開
査		験		上学物質 + 野	農薬類	1項目	46, 100 円	3 項目まで。4 項目 すごとに7,300円を	
			定量語	八岁史	その他のもの	1項目	44,600円		
			下ばいじ	こん	不溶解性成分	1 検体	11,200円		
		測:	定試験		溶解性成分	1 検体	20,500円		
	大	硫	黄酸	化物定	量 試 験	1 検体	5,800円		
	気	簡	易物:	理 検 査		1項目	1,800円		
	大気汚染検査	<u> </u>	般化学定	2量試験	簡易なもの	1項目	3,200円		
	査				複雑なもの	1項目	7, 200 円		
		1	おじん	濃度測定	一般ろ紙法	1項目	3,800円		
		検査		IN NIN	特殊ろ紙法	1項目	9,300円		

		<b>1</b>	锺		別	単 位	料金	摘    要
				金属定量試験		1項目	11,200円	
				特殊成分	簡易なもの	1項目	7,900円	
		浮遊粉	分じん	19 // 19233	複雑なもの	1項目	28,000 円	
		試験		M	イオン成分分析	1 検体	20,000円	
				微小粒子 状物質	無機元素成分分析	1 検体	40,000 円	
					炭素成分分析	1検体	20,000円	
公		ガス』	<b></b>	簡易	なもの	1項目	7,900 円	
害	大	77. [		複雑なもの		1項目	18,400円	
	気	重	由中研	黄 分 測	定	1 検体	5,800円	
試	汚染			モニア	発生源測定	1項目	18,400円	
験	柴   検	悪	特殊思定量記	式験	環境測定	1項目	23,600 円	
検	查	臭		<b>悪臭ガス</b>	発生源測定	1 検体	30,700円	
査		分析		式験	環境測定	1 検体	31,700円	
		177			発生源測定	1項目	42,000 円	
			測定記	式験	環境測定	1項目	50,000円	
		金属	属定量詞	は験 (雨・	雪)	1項目	8,500円	
		ア	スベ	スト定	量 試 験	1項目	15,300円	
				ハロゲン	発生源測定	1 検体	30,800円	4 項目まで。5 項目からは 1 項目増 すごとに 7,000 円を加算する。
		化合物	物定量詞	<b>、</b>	環境測定	1 検体	32,800 円	4 項目まで。5 項目からは 1 項目増 すごとに 7,000 円を加算する。
そ	設	備等	使 用	料		1回	実費相当額	
の他	自動	記録計	用液調製	手数料	等価液	1標準物質	6,200円	
الت	証明手数料(再発行) -			一般	1 件	300 円		

## 備考

- 1 保健対策上特に必要があるときは、この表の料金によらないことができる。
- 2 この表に記載していない使用料等(健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法に定めのあるものを除く。)は、他の類似する種目に対応する使用料等に準じて徴収する。